

# 規 約

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 本クラブは、春日部硬式テニスクラブと称する。

### (組 織)

第2条 本クラブは、原則として春日部市在住、在勤、在学者である一般会員及びジュニア会員（以降、「クラブ員」）をもって組織する。ジュニア会員は、原則として本クラブの一般会員の子弟を対象とし、小学校2年生以上及びコーチが認める1年生（但し、父兄による自宅からコートまでの引率往復を条件とする。）から、中学生までとする。

なお、原則外の入会希望者については、クラブ役員が当該人との面談などを行いクラブ運営に支障がないことを確認した上で、会長、副会長の確認をもって入会を認めることができるものとする。

## 第2章 目的及び活動

### (目 的)

第3条 本クラブは、テニスを通じてクラブ員相互の技術向上と親睦を図り、併せて健康増進に努めることを以って目的とする。

### (活 動)

第4条 本クラブは、前条の目的を達成するため、次の活動を行なう。

1. 技術向上の奨励に関すること。
2. 青少年の技術指導に関すること。
3. クラブ員相互の親睦に関すること。
4. 他の団体との交流による技術向上と親睦に関すること。
5. クラブ員の慶弔に関すること。
6. その他、本クラブの目的を達成するために必要なこと。

## 第3章 役 員

### (役 員)

第5条 本クラブに、クラブ員の互選により、次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名（広報も担当）
3. 総務 2名
4. 会計 1名
5. 監査 1名
6. 技術 若干名（コーチ育成のため「サブコーチ」1～2名を含む）
7. コート担当 2名（正1名、副1名）
8. その他 スクール、グループ毎に担当者若干名

(役員任期)

第6条 役員任期を次の通りとする。

1. 役員任期は定期総会承認後から翌年度の定期総会までの1年とする。但し、再任を妨げない。なお、月額手当支給役員の手当については、定期総会翌月から翌定期総会開催月まで支給する。
2. 任期途中で互選された役員任期は、前任者の任期の残存期間とする。

(役員任務)

- 第7条
1. 会長は、本クラブを代表し、本クラブの活動を総括する。
  2. 副会長は、会長を補佐する。
  3. 総務は、本クラブの活動と運営を円滑にする。
  4. 会計は、本クラブの経理を担当する。
  5. 監査は、会計を監査する。
  6. 技術は、本クラブの技術指導を担当する。
  7. コート担当は、コート予約を統括する。
  8. 広報は、本クラブの活動と運営についての広報を担当する。
  9. その他の担当者は、担当のグループの活動を円満にする。

(役員及びコーチ手当)

第8条 役員及びコーチ手当では、次の額とする。

- |                   |    |        |
|-------------------|----|--------|
| 1. 会長             | 月額 | 5,000円 |
| 2. 副会長            | 月額 | 4,000円 |
| 3. 総務 (正)         | 月額 | 4,000円 |
| (副)               | 月額 | 3,000円 |
| 4. 会計 (正)         | 月額 | 7,000円 |
| 5. コート担当 (正)      | 月額 | 9,000円 |
| (副)               | 月額 | 3,000円 |
| 6. コーチ 1) 平日担当コーチ | 月額 | 5,000円 |
| 2) 日曜担当コーチ        | 月額 | 4,000円 |
| 3) ジュニア担当         | 月額 | 4,000円 |
| 4) 日曜兼ジュニア担当      | 月額 | 6,000円 |
| 5) サブコーチ          | 月額 | 3,000円 |
7. その他役員 (監査、スクール担当、女子連、曜日毎のプレーヤー管理担当) 及びこれに準ずる会員に年度末に謝礼する。(3,000円を限度)
  8. 窓口での先着順受付である大会予備日開放日のコート取得作業をコート担当依頼のもと行った者には、コート申込手数料として1回・一人1,000円を支給する。なお、大会予備日開放日以外のコート確保作業はコート担当役員が行うこととするが、市の運営方法の急な変更や予測困難な不具合などにより突発的にコート役員のみでの作業が難しくなった場合には、コート役員の判断のもと会員へ作業依頼や対処内容によっては四役会に諮り手当支給を行うことができるものとする。同事由は役員会及び総会報告事項とする。

(顧問)

- 第9条 本クラブの運営上必要と判断する場合、顧問を指名することができる。顧問の必要性及び指名は役員会で判断し、総会でその内容を報告するものとする。

## 第4章 会 議

### (会議の種類)

第10条 会議は、年度当初に実施する定期総会及び必要に応じて実施する臨時総会及び役員会とし、会長が召集する。なお、やむを得ない状況において召集困難と認められる場合には、電子メールや郵送などを用いて無召集で決議を行うことができる。

### (会議の議決事項)

第11条 定期総会及び臨時総会は、クラブ員を以って構成し、次の事項の審議を行い、付議するものとする。

1. 規約の変更
2. 予算の審議、決算の認定
3. 活動計画及び活動報告の承認
4. 役員の推薦
5. その他の重要と認める事項

なお、定期総会後に、規約規定にない、あるいは、規約変更を要するような事項・事態が発生した場合、四役会（会長、副会長、総務、会計）で立案し、全体役員会にかけ、その同意を得て、次の総会まで一時的に運用できる。最終的には次の定期総会に諮る。

### (議 決)

第12条 会議の議決は、出席者の過半数を以って可決し、可否同数の場合は、会長がこれを採決する。

## 第5章 会 費 及 び 会 計

### (経 費)

第13条 本クラブの経費は、会費、その他の収入をもって充てる。

### (会 費)

第14条 本クラブの会費は、クラブ員1名につき、次の通りとする。

1. 入会金 3,000円  
但し、ジュニア会員が中学卒業後も続けてクラブに在籍する場合、入会金は徴収せず、一般会員へ編入する。
2. 会費 月額1,000円とする。
3. 維持管理費
  - 1) クラブが確保した大沼、立沼両コートを使用（親睦会等を除く）するクラブ員は、プレーフィー300円/日をその都度支払うものとする。
  - 2) レッスン終了後に担当コーチがプレーする場合、プレーフィー300円/日をその都度支払う。
  - 3) スクール（入会）体験は無料とする。（但し、1回のみ）
  - 4) ビジターからは、1日800円のプレーフィーを徴収する。但し、ジュニアのビジターは、ジュニアスクール時間内限定にて300円/回とする。
  - 5) ジュニア会員の内、技術が上達し、コーチより一般・日曜スクール参加を認められた者は、ジュニア会員資格のまま、一般スクールを受けることができる。その場合、スクールを受けた日は、

300円を支払う。

4. ジュニア会費 1) 入会時の入会金2,000円。会費月額500円とする。

#### (納入及び返金)

- 第15条 1. 前条に定める1、2、4、については、本クラブが指定する銀行口座への振込をもって納入するものとし、その際に発生する手数料は会員負担とする。
2. 会費は4月に一年分を一括納入することとする。なお、期中入会者は入会月に3月分までを一括納入することとする。
3. 休会及び退会に際しては、休会・退会届(所定の届出用紙を用い提出することとし、メール等による通知のみの申し出は原則送付は不可とする)受理日の属する月の翌月以降の納入済み会費は返金するものとする。また、ジュニア会員の会費について、レッスンは全く行われなかった場合には、該当月分を返金することとする。なお、返金は原則当該会員が指定する銀行口座への振り込みにより行うこととし、振り込みに際し発生する手数料は当該会員負担とする。

#### (会計年度)

- 第16条 本クラブの会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月末を以って終わるのを原則とする。

### 第6章 慶 弔

#### (慶 弔)

- 第17条 本クラブの目的を達成するため、クラブ員の慶弔に際し会長、副会長の同意の下、見舞金・謝礼を贈る。
1. クラブ員死亡の場合、花輪一基、もしくは香典10,000円。
2. クラブの発展、運営・維持への多大な貢献に感謝の意を表すことができる。
3. その他、本条を適用するに際して疑義が生じた場合は、役員会で決定するものとする。

### 第7章 雑 則

#### (除 籍)

- 第18条 会計からの連絡にもかかわらず、会費を6ヶ月以上滞納し、何ら連絡がない場合は、原則としてクラブ員を除籍するものとする。但し、除籍決定月までの在籍期間の未納会費は除籍通知にあわせて納入を求めるものとする。その他、クラブ運営上支障があると認められる状況にあるクラブ員についても、役員会の決定をもって除籍することができるものとする。該当事由発生については総会で報告するものとする。なお、その際の会費の扱いは原則として第15条3項に準ずる。

#### (休 会)

- 第19条 本クラブの休会は、6ヶ月以上活動しない場合とする。但し、休会届の役員受理日を以って基準日とする。
1. 休会期間は3年以内とし、3年を超えた時は除籍するものとする。
2. 休会期間中の会費納入及びコート確保関連作業は不要とする(利用者登録カード番号はクラブ側でのコート確保作業に用いることとする。)但し、休会期間中は、原則春日部硬式クラブ員としては対外試合に参加できないものとする。なお、休会期間中に復会試行など適正な理由を有する場合、休会期間中のプレーを認めることがある。その際はビジタープレーフィーを適用する。

(特別会員)

第20条 クラブ員において、公の組織が主催する競技会で衆人が認める極めて顕著な成績を収めた者を、特別会員と認定して、規約に定める一定の責務（月額会費の納付及びコート確保作業）を免除することとする。特別会員は役員会の推薦に基づき総会で決定する。特別会員の認定期間は総会決定後1年間とするが、総会における取り下げ決議など無き場合は、翌年も継続し、以降も同様とする。

下線部直近改定

補足

\* 第15条の本クラブの入会金・会費の納入指定銀行及び口座

振込先：

銀行・支店名	埼玉りそな銀行 春日部西口支店
口座番号	普通 42244
振込先	カスカベコウシキテニスクラブ

- \* 入会の際には、クラブのホームページに記載の規約と、入会申込書に記載の入会手続きを確認の上、入会金・会費を納入し、その振込書を申込書に添付し役員に提出ください。
- \* 退会、休会、復会の際には、必ず所定の提出用紙（ホームページに掲載）を以って役員に提出ください。所定の提出用紙以外及びメールによる通知のみの申し出は原則不可とします。
- \* 各種のお知らせがありますので、大沼・立沼コート及びクラブホームページにて確認ください。
- \* 木曜クラブを平成28年4月より当クラブでの運用とする。
- \* 木曜クラブ（構成メンバーの大部分が当クラブ員）のコート確保に関し、同クラブのIDカードを共有しているため、当クラブが協力して行う。
- \* 無召集での議決については、第12条の条文の「出席者の過半数」を「有効回答総数の過半数」と読み替えて適用することとする。

## 改定履歴

版番号	年月日	改訂内容
1	昭和52年6月1日	制定
2	平成23年4月10日	改定
3	平成25年4月14日	改定
4	平成27年4月18日	改定
5	平成28年4月16日	改定 規約運用・会費納入条文追加 他
6	平成29年4月9日	改定 役員手当 他
7	平成30年4月14日	改定 コート担当の増員、手当の改定（コート担当、平日役員） 他
8	令和元年5月19日	改定 組織定義、顧問の新設、会費未納入以外による除籍、休部期間中のプレー、特別会員の設置 他
9	令和2年5月1日	改定 ジュニア会費返金条文、無召集決議（共に遡及適用） 他
10	令和4年4月1日	改定 役員及びコーチ手当改定、その他役員文言変更
11	令和5年5月14日	改定 ビジタープレーフィー立沼火水曜日但し書き部削除
12	令和6年6月1日	改定 プレーフィー変更
13	令和7年5月18日	改定 会費及び納入条文変更（補足重複文言削除）
14	令和8年5月17日	改定 役員、手当、会費、役員の任期、納入、除籍、休部条文変更

変更の詳細は総会議事録を参照する。なお総会議事録は会長が保管するものとする。